議案第１号

専決処分の承認について（損害賠償に係る和解の決定）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和８年１月29日

三朝町長　松　浦　弘　幸

専決第１号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、損害賠償に係る和解をすることについて、次のとおり専決処分をする。

令和８年１月16日

三朝町長　松　浦　弘　幸

１　和解の相手方
鳥取県

２　和解の要旨
町は、相手方所有の物件について、次のとおり現状復旧をするものとする。
（１）破損物
街灯
（２）場所等
三朝町大字曹源寺地内
（３）復旧費用
1,155,000円

３　事件の概要
（１）事件の発生年月日
令和８年１月３日
（２）事件の発生場所
三朝町大字曹源寺地内
（３）事件の状況
曹源寺集落入り口付近を除雪作業中、国道車道側から歩道に向けて雪を押し込んだ際に、当該街灯を一緒に押したことにより破損したものである。